

答弁書第八八号

内閣参質一七六第八八号

平成二十二年十一月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武夫 殿

参議院議員山本博司君提出線維筋痛症に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本博司君提出線維筋痛症に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「診療できる」の意味するところが必ずしも明らかでないが、「線維筋痛症の発症要因の解明及び治療システムの確立と評価に関する研究」（平成二十年度～平成二十二年度厚生労働科学研究費補助金事業）の研究班が日本線維筋痛症学会と連携して構築した「日本線維筋痛症学会診療ネットワーク」に登録している医療機関の数は、平成二十二年十一月十日現在で百三十三施設である。また、日本線維筋痛症学会によると、同学会に所属している医師の数は、同年九月三十日現在で百七十五名である。

二及び四から六までについて

お尋ねの点については、厚生労働省の「慢性の痛みに関する検討会」が平成二十二年九月に取りまとめた「今後の慢性の痛み対策について（提言）」の内容も踏まえ、関係団体、関係学会等と連携して必要な取組を進めていくこととしている。

三について

お尋ねの保険適用に向けた対応については、現在、製薬企業において、プレガバリンの適応症に線維筋

痛症を追加することについて薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）上の承認を受けるための臨床試験が実施されていると承知しており、今後、当該製薬企業から当該承認についての申請がなされ、当該申請について審査した結果、当該承認を行った場合には、その後、速やかに保険適用の可否について判断してまいりたい。なお、プレガバリンについては、平成二十二年四月に帯状疱疹後神経痛を適応症として、薬事法上の承認を行い、同年六月に保険適用の対象とし、更に同年十月に末梢性神経障害性疼痛を適応症として薬事法上の承認を行い、当該承認を行った日に保険適用の対象としている。

一についてで述べた御指摘の研究班の研究については、現在、継続中であり、現時点で、お尋ねの研究結果についてお示しすることは困難である。